

専決処分第 1 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

四万十町長 高瀬 満伸

記

四万十町税条例等の一部を改正する条例